

0～2歳児クラスの長時間保育料

令和6年度の市町村民税所得割額			令和7年度の市町村民税所得額		
4月	4～8月の長時間保育料		9月	9～3月の長時間保育料	
					3月

階層	税額による世帯の区分		7:30～18:30 (30分あたり月額)			18:30以降 (30分あたり月額)		
			世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子以降	世帯第1子	世帯第2子	世帯第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	市町村民税所得割額	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	350円	0円
C2		48,600円未満 (ひとり親世帯等以外)	350円	0円	0円	350円	0円	0円
D1		48,600円以上77,101円未満 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	0円	0円
D2		77,101円以上97,000円未満 (ひとり親世帯等)	700円	0円	0円	700円	350円	0円
		48,600円以上57,700円未満 (ひとり親世帯等以外)	350円	0円	0円	350円	350円	0円
		57,700円以上97,000円未満 (ひとり親世帯等以外)	700円	0円	0円	700円	350円	0円
E		97,000円以上169,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
F		169,000円以上301,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
G		301,000円以上397,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円	0円
H		397,000円以上	700円	0円	0円	700円	350円	0円

※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、**最高額(H階層)**に決定しますのでご注意ください。(控除対象配偶者であることが確認できる場合を除く)

※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者(祖父母など)の税額を適用する場合があります。

※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。

※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が保育料算定の基準になります。